

国立市中小企業等経営支援金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受け経営に支障をきたしている中堅企業、中小企業その他法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、国立市中小企業等経営支援金（以下「支援金」という。）を交付し、事業経営を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 休業等要請事業者 東京都感染拡大防止協力金又は東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金（以下「都協力金等」という。）の交付決定を受けた者
- (2) 売上減少事業者 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業収入が減少した者
- (3) 自粛対応支援金 前条の目的を達するために、休業等要請事業者に対して国立市によって交付される支援金をいう。
- (4) 事業継続支援金 前条の目的を達するために、売上減少事業者に対して国立市によって交付される支援金をいう。
- (5) 事業所等 事業の用に供するために直接必要な建物をいう。
- (6) 家賃 市内の事業所等を賃借するための賃貸借契約に基づき発生する賃借料月額（共益費及び管理費を含み、住居として利用している部分の賃借料相当額、駐車場料金、敷金、保証金及び礼金その他これに類するものを含まない。）をいう。
- (7) テナント家賃支援金 前条の目的を達するために、市内に事業所等を賃借している売上減少事業者に対して国立市によって交付される支援金をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、前条第1項第1号又は第2号に規定する事業者であって、申請時において、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小法人等にあつては、市内に事業所等を有し、市内で事業を営むことにより年間10万円以上の事業収入を得ていること。また、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。ただし、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。なお、本支援金において、事業収入は確定申告書別表一の売上金額欄等により確認するものとする。
- (2) 個人事業者等にあつては、市内に事業所等を有し、市内で事業を営むことにより年間10万円以上の事業収入を得ていること。なお、本支援金において、事業収入は確定申告書第一表の収入金額等の事業欄等により確認するものとする。
- (3) 売上減少事業者にあつては、令和元年12月末日以前から同一事業を営んで

いて、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）を有する者。なお、事業継続支援金における対象月は令和2年1月から令和2年12月までの間における任意の月とし、テナント賃料支援金における対象月は令和2年5月から令和2年12月までの間における任意の月とする。

(4) 事業継続支援金の申請者にあつては、国の持続化給付金を受給していないこと。

(5) テナント賃料支援金の申請者にあつては、国の家賃支援給付金を受給していないこと。

2 前項第3号の規定にかかわらず、創業又は事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者に限り、次の各号のいずれかに該当する場合、本支援金の交付対象とする。

(1) 令和2年1月から3月までの平均売上高と比較して20%以上50%未満減少した月を有する者。なお、令和2年1月から3月までにおける営業した日が通常の営業日数に満たない場合は、営業した日の平均売上高に通常の営業日数を乗じて算定できるものとする。

(2) 平成30年又は令和元年の月平均の売上高と比較して20%以上50%未満減少した月を有する者。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により対象月の売上高の減少率が20%以上50%未満であると市の認定を受けている者。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は事業所等は、支援金の交付対象外とする。

(1) 政治団体

(2) 宗教上の組織、団体

(3) 前各号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者又は事業所等

(支援金の交付)

第4条 国立市は、給付対象者に対し、この要領に定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。ただし、自粛対応支援金、事業継続支援金及びテナント家賃支援金の交付は同一の申請者に対してそれぞれ一度に限るものとする。

2 同一の申請者に対して、自粛対応支援金と事業継続支援金のいずれかの交付に限るものとする。

3 自粛対応支援金又は事業継続支援金の申請者に対して、テナント家賃支援金を交付することができる。

(支援金の額)

第5条 前条の規定により給付する自粛対応支援金及び事業継続支援金の額は、10万円とする。

2 前条の規定により給付するテナント家賃支援金の額は、対象月の家賃の2倍の額（以下、「家賃2か月相当額」という。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、20万円を上限とする。

ただし、申請者が複数の事業所等を賃借している場合は、事業所等ごとの家賃2か月相当額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）の合計とし、20万円を上限とする。

（申請期間）

第6条 支援金の申請期限は、次の各号のとおりとする。

- （1） 自粛対応支援金 令和2年8月31日まで
- （2） 事業継続支援金 令和3年1月15日まで
- （3） テナント家賃支援金 令和3年1月15日まで

（給付申請）

第7条 自粛対応支援金の交付を受けようとする者は、国立市中小企業等経営支援金（自粛対応支援金）交付申請書（様式第1号）を市長に提出又はインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）しなければならない。このとき、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。

- （1） 確定申告書の写し（中小法人等にあつては、法人事業概況説明書を添付すること。なお、令和2年以降に創業し、確定申告を行っていない場合等は、市内で事業を営んでいることが証明できる資料の写しの提出をもって、これに代えることができる。）
 - （2） 履歴事項全部証明書（中小法人等に限る。）
 - （3） 都協力金等の支給決定通知書の写し
 - （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの。
- 2 事業継続支援金の交付を受けようとする者は、国立市中小企業等経営支援金（事業継続支援金）交付申請書（様式第2号）を市長に提出又は電子申請しなければならない。このとき、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により対象月の売上高の減少率が20%以上50%未満であると市の認定を受けている場合等は、添付する書類の一部を省略することができる。
- （1） 確定申告書の写し（中小法人等にあつては、法人事業概況説明書を添付すること。なお、令和2年以降に創業し、確定申告を行っていない場合等は、市内で事業を営んでいることが証明できる資料の写しの提出をもって、これに代えることができる。）
 - （2） 履歴事項全部証明書（中小法人等に限る。）
 - （3） 売上高が確認できる帳簿類の写し
 - （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの。
- 3 テナント家賃支援金の交付を受けようとする者は、国立市中小企業等経営支援金（テナント家賃支援金）交付申請書（様式第3号）を市長に提出又は電子申請しなければならない。このとき、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により対象月の売上高の減少率が20%以上50%未満であると市の認定を受けている場合及び事業継続支援金の交付決定を市からを受けている場合等は、添付する書類の一部を省略することができる。
- （1） 確定申告書の写し（中小法人等にあつては、法人事業概況説明書を添付す

ること。なお、令和2年以降に創業し、確定申告を行っていない場合等は、市内で事業を営んでいることが証明できる資料の写しの提出をもって、これに代えることができる。）

- (2) 履歴事項全部証明書（中小法人等に限る。）
 - (3) 売上高が確認できる帳簿類の写し
 - (4) 賃貸借契約書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの。
- (交付決定及び交付方法)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を速やかに審査して支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づく決定に係る通知については、次の各号により行うものとする。

- (1) 支援金交付決定の場合 その支払をもって交付決定通知に代える。
- (2) 支援金不交付決定の場合 国立市中小企業等経営支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定による交付決定を受けたものに対し、原則として30日以内に申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

4 口座情報の不備等で振り込みが完了しない場合及び提出書類の不足又は不備等により審査が完了できない場合であつて第6条に定める申請期間の終期を超過したときは、その翌日をもって不交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、支援金の交付決定を受けたとき。
 - (2) その他市長が交付決定を不相当と認めたとき。
- (支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の交付がされているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（令和2年5月27日市長決裁）

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

付 則（令和2年6月30日市長決裁）

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

付 則（令和2年9月3日市長決裁）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

国立市長 殿

住所（所在地）

法人名又は事業所名称

氏名（法人にあつては役職及び代表者氏名/個人事業主にあつては氏名）

印

電話番号

国立市中小企業等経営支援金（自粛対応支援金）交付申請書

国立市中小企業等経営支援金（自粛対応支援金）の交付を受けたいので、次の宣誓に同意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

申請者区分 (☑)	事業開始年月日
<input type="checkbox"/> 中小企業その他法人等	
<input type="checkbox"/> フリーランスを含む個人事業者	

2 東京都緊急事態措置に伴う休業等を実施した市内対象施設

名 称	
住 所	
営業内容	

3 交付申請額

100,000円

4 振込先

国立市中小企業等経営支援金は、下記の口座に振込みするよう依頼します。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫	本店		
信用組合・農協	支店		
種 目 (1普通・2当座・4貯蓄)	口 座 番 号 (右詰めで記入)		
口座名義人 (カタカナ)			

(注) 振込口座が代表者以外の方(会計等)の場合は以下の委任欄をご記入ください。

なお、私が国立市より受ける国立市中小企業等経営支援金の支払いについては、下記の者に受領を委任します。

受領者

住所(所在地) _____

氏 名 _____

宣 誓

国立市中小企業等経営支援金の申請に当たり、次のとおり宣誓します。

- 1 本支援金の交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類に記載した内容に虚偽はありません。
- 3 今後も事業継続の意思があります。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- 5 上記の内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還等に応じます。

<提出書類チェック欄>

- 確定申告書の写し 履歴事項全部証明書(中小企業等のみ) 都の支給決定通知書の写し 振込先口座確認書類 事業所等の住所確認書類(市外の場合のみ)
- 本人確認書類の写し(個人事業者等のみ)

※ 申請に係る事業者等の情報は本件交付事業以外の目的には使用しません。

(2/2)

国立市長 殿

住所（所在地）

法人名又は事業所名称

氏名（法人にあつては役職及び代表者氏名/個人事業主にあつては氏名）

印

電話番号

国立市中小企業等経営支援金（事業継続支援金）交付申請書

国立市中小企業等経営支援金（事業継続支援金）の交付を受けたいので、次の宣誓に同意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

申請者区分 (☑)	事業開始年月日
<input type="checkbox"/> 中小企業その他法人等	
<input type="checkbox"/> フリーランスを含む個人事業者	

2 売上高等

A 対象月の売上高	B 前年同月の売上高	C 減少率
(年 月)	(年 月)	$(1 - (A / B)) \times 100$
円	円	%

※ 売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少した月が2月以上ある場合は、減少率が最も大きい月を記入してください。ただし、令和2年以降にセーフティネット保証（第4号）の認定を受けている場合は、認定を受けた年月と売上高を記入してください。

※ Cには小数点以下第一位（小数点以下第二位切り捨て）までの数字を記入してください。

※ 創業から1年に満たない場合や事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合は、Bには「令和2年1月から3月までの平均売上高」又は「平成30年若しくは令和元年の月平均の売上高」を記入してください。

3 交付申請額

100,000円

4 振込先

国立市中小企業等経営支援金は、下記の口座に振込みするよう依頼します。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店		
種 目 (1普通・2当座・4貯蓄)	口 座 番 号 (右詰めで記入)		
口座名義人 (カタカナ)			

(注) 振込口座が代表者以外の方(会計等)の場合は以下の委任欄をご記入ください。

なお、私が国立市より受ける国立市中小企業等経営支援金の支払いについては、
下記の者に受領を委任します。

受領者

住所(所在地) _____

氏 名 _____

5 セーフティネット保証(第4号)の認定有無(一部添付書類省略可)

認定有無 <input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 対象月の売上高の減少率が20%以上50%未満の範囲で市のセーフティネット保証(第4号)の認定を受けている

宣 誓

国立市中小企業等経営支援金の申請に当たり、次のとおり宣誓します。

- 1 本支援金の交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類に記載した内容に虚偽はありません。
- 3 今後も事業継続の意思があります。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- 5 上記の内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還等に応じます。

<提出書類チェック欄>

- 確定申告書の写し 履歴事項全部証明書(中小企業等のみ) 売上高確認書類
 振込先口座確認書類 事業所等の住所確認書類(市外の場合のみ)
 本人確認書類の写し(個人事業者等のみ)

※ 申請に係る事業者等の情報は本件交付事業以外の目的には使用しません。

(2 / 2)

国立市長 殿

住所（所在地）

法人名又は事業所名称

氏名（法人にあつては役職及び代表者氏名/個人事業主にあつては氏名）

印

電話番号

国立市中小企業等経営支援金（テナント家賃支援金）交付申請書

国立市中小企業等経営支援金（テナント家賃支援金）の交付を受けたいので、次の宣誓に同意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

申請者区分 (<input checked="" type="checkbox"/>)	事業開始年月日
<input type="checkbox"/> 中小企業その他法人等	
<input type="checkbox"/> フリーランスを含む個人事業者	

2 売上高等

A 対象月の売上高	B 前年同月の売上高	C 減少率
(年 月)	(年 月)	$(1 - (A / B)) \times 100$
円	円	%

※ 令和2年以降にセーフティネット保証（第4号）の認定を受けている場合又は事業継続支援金の交付決定を受けている場合は、当該年月及び売上高を記入してください。

※ Cには小数点以下第一位（小数点以下第二位切り捨て）までの数字を記入してください。

※ 創業から1年に満たない場合や事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合は、Bには「令和2年1月から3月までの平均売上高」又は「平成30年若しくは令和元年の月平均の売上高」を記入してください。この場合、2段目はそれぞれ「令和2年1～3月平均」、「平成30年 月平均」、「令和元年 月平均」と記入ください。

3 交付申請額

_____, 000 円 (1,000 円未満切り捨て/最大 20 万円)

※次の「4 対象事業所等の情報」の合計金額と「20万円」を比較し、小さい方の額としてください。 (1/2)

4 対象事業所等の情報

	用途 (店舗の場合は店舗名)	所在地	D 対象月※ の家賃(税込み)	E 事業所等の比率 (自宅兼事務所の場合のみ)	D×E×2×2/3 (1,000未満切り捨て)
①			円	%	円
②			円	%	円
③			円	%	円
合計金額					,000 円

※「対象月」とは、前項「2 売上高等」のAの月です。

5 振込先

国立市中小企業等経営支援金は、下記の口座に振込みするよう依頼します。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫	本店		
信用組合・農協	支店		
種 目 (1普通・2当座・4貯蓄)	口 座 番 号 (右詰めで記入)		
口座名義人 (カタカナ)			

(注) 振込口座が代表者以外の方(会計等)の場合は別途委任状を提出してください。

6 国立市への申請状況(一部添付書類省略可)

認定等有無 (<input checked="" type="checkbox"/>)
<input type="checkbox"/> 対象月の売上高の減少率が20%以上50%未満の範囲で市のセーフティネット保証(第4号)の認定を受けている
<input type="checkbox"/> 自粛対応支援金又は事業継続支援金の交付決定を受けている

宣 誓

国立市中小企業等経営支援金の申請に当たり、次のとおり宣誓します。

- 1 本支援金の交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類に記載した内容に虚偽はありません。
- 3 今後も事業継続の意思があります。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- 5 上記の内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還等に応じます。

<提出書類チェック欄>

- 確定申告書の写し 履歴事項全部証明書(中小企業等のみ) 売上高確認書類
 振込先口座確認書類 貸借借契約書の写し 事業所等の住所確認書類(個人事業者等のみ)
 自宅兼事務所の割合確認書類(個人事業者等のみ) 本人確認書類の写し(個人事業者等のみ)

※ 申請に係る事業者等の情報は本件交付事業以外の目的には使用しません。

(2/2)

様式第4号

令和 年 月 日

様

国立市長 永見 理夫

国立市中小企業等経営支援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり不交付とすることに決定したので、国立市中小企業等経営支援金交付要領第8条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由